

## 新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止対応への協力について（お願い）

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対して、感染症予防・拡大防止の対応を強化しております。つきましては、保護者の皆様におかれましても、下記の内容について留意いただき、緊急事態宣言下における分散登校へのご対応ご協力をお願いします。

### 記

- 1 **必ず検温してから登校させてください。**発熱・咳などのかぜの症状がある場合は、無理に登校をさせないでください。（登校できなかった際の授業内容は、後日個別に対応します。）
  - お子様の1日2回の検温（起床時、就寝前）、健康状態を確認ください。平熱より1℃以上高い場合、37.5℃以上の場合、かぜ症状がある場合には自宅での休養をお願いします。受付で上記の症状を確認した場合は、授業を受けさせず下校させます。
  - 37.5℃以上の場合、かぜ症状がある場合は症状がなくなってから2日間は家庭で様子をみてください。医師の指示または2日間かぜ症状なく過ごすことができた次の日からの登校をお願いします。
  - 健康観察の際には、同居している家族の皆様も自身の検温や体調確認の協力をお願いします。家族の中でかぜ症状により体調がすぐれない方がいらっしゃった場合には、家庭にてお子様の健康観察をお願いします。
  - 医師より、他の疾病の確定診断がなされ、完治し、登校の許可が出された場合にはこの限りではありません。
- 2 学校では感染症の拡大防止のため、以下の対応をとります。
  - 登校時の健康チェックで発熱等の不調があった場合は、そのまま下校させます。（学校からも連絡をいれませんが、帰宅後も学校に連絡をいれてください）
  - 授業中に発熱等の不調が起こった場合は、下校が可能な状況であれば下校させます。
  - 自力で下校が可能ではない生徒は調理室で引き取りに来ていただくまで滞在させます。ただし、新型コロナウイルスに感染しているかどうかの判断は学校でできないため、感染している場合を想定した対応となります。あらかじめご承知おきください。担当の教員は感染リスクの低減のため、マスク、防護服、フェイスシールド等を身につけて対応します。また、給食はありませんのでできる限り早く引き取りできるようご協力をお願いします。なお、体調不良者が発生したクラスは別教室へ移動し授業を行います。この点を踏まえ、登校する場合は必ずマスク着用をお願いします。感染の疑いがある場合には、教育委員会と相談の上、全員即下校、休校となる場合もあります。その場合は39メールでお知らせします。
  - 日中、学校からの連絡を取れるようにしておいてください。連絡先が変更になった場合は、速やかに学校にお知らせください。
  - 万が一保護者の方と連絡が取れない場合でも、早退させることがありますので自宅に入れるように鍵を持させる等準備をお願いします。
  - 帰宅後は家庭で休養させるとともに、健康観察をお願いします。登校できない期間中は、学校より健康確認の連絡を入れさせていただきます。ご協力をお願いいたします。
  - クラスが入れ替わるごとに、職員が次亜塩素酸ナトリウムで使用した箇所の消毒作業を行います。
- 3 お子様が濃厚接触者であると把握した場合には、速やかに学校にお知らせください。
  - 同居している家族の中に新型コロナウイルスに感染した方がいるなど、お子様が濃厚接触者であることを把握した場合は、すみやかに学校に連絡をください。（042-592-5017）  
なお以下の症状がある場合、すぐに医療機関に相談するとともに、学校にお知らせください。
    - ・息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合
    - ・重症化しやすい人で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状がある場合
    - ・重症化しやすい人でなくても、発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合
    - ・発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が4日以上つづく場合
  - 同居している家族が濃厚接触者として疑われる場合にも、学校に連絡をしていただき、家庭にてお子様の健康観察をお願いいたします。

## 新型コロナウイルスの対応について《参考》

○生徒が濃厚接触者と特定された場合

→感染者と最後に濃厚接触をした日から換算して14日間出席停止とする（学校保健安全法第19条）。

○生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

→出席停止とする

開始：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

○生徒に感染が判明した場合

→14日を目安に休校とする（学校保健安全法第20条）